

愛川町空き家改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「空き家を改修して愛川町に定住しようとする移住者」、「空き家を取得若しくは賃借し、空き家の一部を改修し、かつ店舗を出店しようとする移住者」又は「空き家の家財道具の搬出及び運搬並びに敷地内の庭木の伐採等の片付けを行った者」に対して、愛川町空き家改修費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛川町空き家バンク事業実施要綱（平成27年4月1日施行）の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された居住用家屋をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 入居者 所有者等と賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している者又は売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者をいう。
- (4) 入居予定者 賃貸借契約又は売買契約は未締結だが、賃借又は売買に係る所有者等の同意が書面により得られている者で、改修が完了するまでに賃貸借契約又は売買契約が締結できる者をいう。
- (5) 店舗 日本標準産業分類に掲げる小売業（管理・補助的経済活動を行う事業所、無店舗小売業を除く。）、飲食サービス業（管理・補助的経済活動を行う事業所、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）の営業を行う建物をいう。
- (6) 家財道具 生活のために用いられた家具等をいう。
- (7) 庭木の伐採等 空き家の敷地内の庭木や雑草の処分等をいう。
- (8) 空き家改修補助交付対象者 空き家を取得して改修し愛川町に定住する移住者をいう。
- (9) 空き家店舗改修補助交付対象者 空き家を取得し店舗として改修して愛川町に定住する移住者をいう。
- (10) 空き家片付け補助交付対象者 空き家の片付けを行った者をいう。

(補助対象の空き家)

第3条 補助金の対象となる空き家は、補助金の申請年度内に改修、店舗の改修又は片付けの完

了が見込まれる空き家とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく、空き家改修補助交付対象者は、次の第1号から第3号までのいずれかに該当するものとし、空き家店舗改修補助交付対象者は、次の第4号から第6号までのいずれかに該当するものとし、空き家片付け補助交付対象者は、次の第7号から第9号までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 入居者又は入居予定者がいる空き家の所有者等
- (2) 空き家の所有者等から当該空き家を取得した者
- (3) 空き家の所有者等から改修に係る同意が得られている入居者又は入居予定者
- (4) 空き家を活用して店舗を出店する入居者又は入居予定者がいる空き家の所有者等
- (5) 空き家の所有者等から当該空き家を取得し、入居するとともに、店舗を出店する者
- (6) 空き家の所有者等から当該空き家を店舗として改修することの同意が得られている入居者又は入居予定者
- (7) 本補助制度施行前に空き家バンクに登録され、本補助制度施行後1年以内に片付けを行った空き家の所有者等
- (8) 空き家バンク登録後1年以内に片付けを行った空き家の所有者等
- (9) 片付けを実施した日から起算して、3か月以内に空き家バンクに登録した空き家の所有者等

(補助対象の除外者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が町税（国民健康保険税を含む。）の滞納者又は愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有する場合
- (2) 空き家の入居者又は入居予定者が町税（国民健康保険税を含む。）の滞納者又は暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有する場合
- (3) 建築基準法等関係法令に違反している店舗への改修を行う場合
- (4) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助対象の経費等)

第6条 空き家改修にかかる補助金の対象となる経費は、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するものとし、空き家店舗改修にかかる補助金の対象となる経費は、次の第2号から第5号までのいずれかに該当するものとし、空き家片付けにかかる補助金の対象となる経費は、次の第6号から第7号までのいずれかに該当するものとする。ただし、空き家店舗改修については、愛川町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）に規定する耐震改修工事に係る補助金及び愛川町起業支援・空き家店舗再利用促進事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に規定する補助対象経費に係る補助金との併用は、認めない。

- (1) 屋根、外壁、トイレ、風呂、台所等の生活するために必要な改修に要する経費
- (2) 改装（外装・内装工事費）、設備（トイレ、水道、電気、ガス、空調、固定される備品等）等の改修工事費
- (3) 総工事費が10万円以上の改修に要する経費
- (4) 施工業者を利用した改修に要する経費
- (5) 国、県又は町の補助等の対象となる改修以外の改修に要する経費
- (6) 家財道具の片付けに係る一般廃棄物処理業者による搬出、収集及び運搬の委託に要する経費（愛川町一般廃棄物処理業の許可を有する事業者に限る。）
- (7) 庭木の伐採等に要する経費（事業者への委託費用に限る。）

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の対象となる経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、改修の着工前であって、入居前又は入居日の翌日から起算して1年以内に、愛川町空き家改修費等補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、空き家1件につき1回限りの申請とする。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容の審査し、愛川町空き家改修費等補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請した者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 前条の決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに

ついて変更しようとするとき、又は改修を中止しようとするときは、あらかじめ愛川町空き家改修費等補助金変更承認申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添えて町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関わること。
- (2) 第3条から第7条までに規定する補助金の要件等に関わること。
- (3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、前項の変更申請を承認したときは、愛川町空き家改修費等補助金変更承認決定通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、改修、片付けを完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、愛川町空き家改修費補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第4条第9号に規定する所有者等は、空き家バンクに登録した日から起算して30日以内とする。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、愛川町空き家改修費等補助金交付確定通知書（第6号様式。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、愛川町空き家改修費等補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 町長は、空き家改修費補助金交付決定者が次の第1号、第2号、第7号及び第8号のいずれかに該当するとき、空き家店舗改修費補助金交付決定者が、次の第3号から第5号まで、第7号及び第8号のいずれかに該当するとき、空き家片付け費補助金交付決定者が次の第6号、第7号及び第8号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付日から起算して10年を経過する日までに、改修した住宅を取り壊し、又は売却したとき。
- (2) 補助金の交付日から起算して10年を経過する日までに、入居者が改修した住宅を退去し

たとき。ただし、既存入居者が退去した年度内に、新たに入居者がいる場合は、この限りでない。

- (3) 補助金の交付日から起算して3年を経過する日までに、改修した店舗を取り壊し又は売却したとき。
- (4) 補助金の交付日から起算して3年を経過する日までに、入居者が事業を休止又は廃止したとき。
- (5) 補助金の交付日から起算して3年を経過する日までに、入居者が改修した店舗から退去したとき。ただし、既存入居者が退去した年度内に、新たに入居者がいる場合は、この限りでない。
- (6) 補助金の交付日から起算して3年を経過する日までに、空き家バンクの登録を取り消したとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (8) 第3条から第6条までに規定する補助金の交付の要件等を満たさなくなったとき。

2 町長は、空き家改修費補助金の交付日から起算して10年を経過する日までに、当該交付決定者の同一世帯に属する者に町税（国民健康保険税を含む。）の滞納があったとき、空き家店舗改修費補助金及び空き家片付け費補助金の交付日から起算して5年を経過する日までに当該交付決定者に町税（国民健康保険税を含む。）の滞納があったときは、補助金の全部を取り消すことができる。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、愛川町空き家改修費等補助金交付取消通知書（第8号様式。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

4 町長は、前項の取消通知書を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができる。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町空き家改修費等補助金還付命令書（第9号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、補助金の交付日からの経過年数により別表のとおりとする。

2 町長は、前条第2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町空き家改修費等補助金還付命令書（第9号様

式)により補助金の全部の返還を命ずるものとする。

(実施状況等の報告)

第 16 条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、空き家店舗改修費補助金交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前の申請に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 愛川町空き家店舗改修費補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 愛川町空き家片付け費補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

別表（第 15 条関係）

交付日からの経過年数	返還（納付）金額
1 年未満	補助金確定額の 100%
1 年以上 2 年未満	補助金確定額の 90%
2 年以上 3 年未満	補助金確定額の 80%
3 年以上 4 年未満	補助金確定額の 70%
4 年以上 5 年未満	補助金確定額の 60%
5 年以上 6 年未満	補助金確定額の 50%

6 年以上 7 年未満	補助金確定額の 4 0 %
7 年以上 8 年未満	補助金確定額の 3 0 %
8 年以上 9 年未満	補助金確定額の 2 0 %
9 年以上 1 0 年未満	補助金確定額の 1 0 %